

今月のお知らせ

国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、お住まいの区の区役所保険年金業務担当に電話でお申し込みください。

【申込時にお聞きする事項】

・住所 ・氏名 ・生年月日
一度お申し込みいただければ、毎年のお申込みは不要です。

なお、転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問 区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎06-6682-9956

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

「民生委員・児童委員」「主任児童委員」は、法律で定められ、厚生労働大臣に委嘱された特別職の地方公務員です。全国で約23万人、住之江区で175人が活動しています。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど生活の中で気になることがあればお気軽にご相談ください。

- ・行政とのパイプ役や調整役を務め、専門機関や福祉サービスなどを紹介します。
- ・高齢者世帯等への訪問や見守り活動を行います。
- ・個人情報やプライバシーの保護に配慮し、皆さまから受けた相談内容の秘密を守ります。

問 区生活支援課(生活保護) 窓口②番
☎06-6682-9825

繁殖期のカラスにご注意を！

4月から7月頃のカラスは、繁殖シーズンのため、巣に近づいた人に対して、大きな声で鳴き続けたり、威嚇したりします。このような場合、あわてずにその場から離れましょう。巣立ち直後のヒナは上手く飛べず、地面に落下してしまうことがあります。ヒナに近づくとヒナを見守っている親カラスに威嚇されることがありますので、ヒナには近づかないようにしましょう。

迷惑だからといって、カラスの捕獲や卵・ヒナを捕ることは禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は、捕獲許可について、動物管理センター分室(☎06-6978-7710)にご相談ください。なお、捕獲許可申請については、その土地の所有者か管理者あるいは依頼を受けた業者が行い、申請者に捕獲していただくこととなります。

カラスのエサとなる生ごみは、決まった時間に、決まった場所に出しましょう。また、カラスは目でエサを探しているため、生ごみは新聞紙などできちんと包み、ごみ袋の外側から生ごみが見えないようにしましょう。からすネットの貸し出しについては、西南環境事業センター(☎06-6685-1271)へお問合せください。

問 区保健福祉課(健康支援)

窓口③番
☎06-6682-9973

カラスについて詳しくはこちら



大阪市国保被保険者の皆さまへ 令和7年度保健事業のお知らせです

大阪市国保では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防に向け、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

また、特定健診のほか、30歳以上の方を対象に「国保人間ドック」を実施しています。健診料は30～39歳の方が14,000円、40～74歳の方が10,000円、昭和35年4月～昭和36年3月・昭和40年4月～昭和41年3月・昭和45年4月～昭和46年3月・昭和50年4月～昭和51年3月・昭和55年4月～昭和56年3月・昭和60年4月～昭和61年3月生まれの方が無料です。40歳以上の方が「国保人間ドック」を受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。

そのほか、18歳以上の方を対象とした「国保プラス健診」を新たに実施します。特定健診の必須項目に胸部エックス線、心電図、貧血、視力、聴力等の項目を追加し、1,800円で受診することができます。詳しくは「受診券」に同封の「国保健診ガイド」(各区役所の窓口でも配布しています)、または大阪市ホームページをご覧ください。

ご自身の健康管理のため、年度に1回健診を受けましょう。

問・特定健診受診券に関すること

区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎06-6682-9956

・健診内容・健診場所に関すること

区保健福祉課(健康支援) 窓口③番 ☎06-6682-9882

・国保人間ドックなどその他保健事業に関すること

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業) ☎06-6208-9876



HPはこちら

令和7年度 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和7年度の市民税・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和7年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月18日(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問 あべの市税事務所
個人市民税担当
☎06-4396-2953



詳しくはこちら

よりよい川づくりにご協力ください～河川愛護モニター募集～

大和川を優しく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

対象河川:大和川・石川・曽我川・佐保川の国土交通省管理区間

委嘱期間:令和7年7月1日(火)～令和8年6月30日(火)

活動内容:月に2回、河川敷2～4km程度を徒歩や自転車で巡回し、その結果を報告していただきます。

応募資格:お住まいが対象河川の近く(概ね5km以内)の満20歳以上の方

謝 礼:月額4,580円(予定)

※支払額は3.063%源泉徴収された額となります。

締 5月21日(水)

申 右記二次元コードから応募用紙をダウンロードしていただき、必要事項を入力の上、メールにて送信(応募)してください。
※郵送等は受け付けておりません。



応募用紙はこちら

問 国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所
管理課 河川愛護モニター募集係
☎072-971-1381

令和7年度 課税(所得)証明書の発行開始について

令和7年度(令和6年分所得)の課税(所得)証明書は6月2日(月)から発行できます。

なお、会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日(火)から発行できます。

<ご注意>

- ・会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方で、コンビニ交付サービスを利用される場合は、6月1日(日)からの発行となります。
- ・会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または市民税・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3月18日(火)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問 あべの市税事務所
管理担当
☎06-4396-2948



詳しくはこちら

市税の納期限のお知らせ

軽自動車税(種別割)の納期限は、6月2日(月)です。

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の方で軽自動車税(種別割)の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所です手続きを行ってください。

問 あべの市税事務所
軽自動車税担当
☎06-4396-2954



詳しくはこちら

訂正とお詫び

令和7年3月号の記事の内容に誤りがありましたので、下記のとおりお詫びして訂正いたします。

【6面】毎年3月は自殺対策強化月間です
相談先の「関西いのちの電話」の電話番号を訂正します。

●関西いのちの電話

訂正前:☎06-6309-1121(24時間365日)

訂正後:☎06-6772-1121(24時間365日)

問 区保健福祉課(地域保健活動) 窓口③番
☎06-6682-9968